

(大阪税関をご利用の皆様へ)

令和7年6月
大 阪 税 関

関西空港税関支署における通関処理体制の変更について

平素から税関行政に対して、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
関西空港税関支署におきましては、より効率的な業務運営に資するため、通関処理体制について下記のとおり変更を行うこととしましたのでお知らせします。
引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更年月日

令和7年7月1日(火)

2. 通関処理体制の変更内容

別紙のとおり

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせにつきましては、下記の窓口へお願いいたします。
関西空港税関支署 業務管理課 電話(072)455-1703

以上

(別紙)

部門(コード)	主な業務	
	現行	変更後
通関第 5 部門 (05)	・個人通関貨物以外のマニュアル申告(生鮮等緊急貨物を除く)による輸出入通関等に係る事務 ・機用品の通関に係る事務 ・修正申告に係る事務(事後調査によるものに限る)	・個人通関貨物以外のマニュアル申告(生鮮等緊急貨物を除く)による輸出入通関等に係る事務 ・機用品の通関に係る事務 ・修正申告に係る事務(事後調査によるものに限る) ・タンクその他の計量機器の調査及び確認事務 ・航空機部分品等に係る国産困難確認に係る事務 ・減免税に係る事務(カルネに係るものに限る) ・カルネ通関に係る事務
通関第 6 部門 (06)	・タンクその他の計量機器の調査及び確認事務 ・航空機部分品等に係る国産困難確認に係る事務 ・減免税に係る事務(カルネに係るものに限る) ・カルネ通関に係る事務	部門を廃止